## ~~~レジオネラ属菌検査~~~

令和 4 年 4 月 14 日、神戸市の温泉施設で、レジオネラ症患者 2 名(うち死者 1 名)発生という新聞報道がありました。神戸市は、レジオネラ属菌が検出されなくなるまで、大浴場の営業停止を命じる行政処分を行っています。

また、4月20日には、薩摩川内市の温泉施設からレジオネラ属菌が、基準値の35倍検出され、鹿児島県から、営業停止命令が出されたという新聞報道がありました。

公衆浴場、旅館業、高齢者施設、遊泳プール等の施設、

冷却塔等を設置している建築物等の施設では、

定期的なレジオネラ属菌の検査が必要です。

(公財) 群馬県健康づくり財団では、レジオネラ属菌の依頼検査を実施しています。

## 【検査項目】

- レジオネラ属菌
- ・浴槽水 4 項目セット: 濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、レジオネラ属菌
- pH、色度、TOC などの項目も実施しています。

## 【検査頻度】

• ろ過器を使用していない浴槽水	1年に1回以上
•毎日完全に換水している浴槽水	
• 連日使用している浴槽水(塩素消毒)	1年に2回以上
• 連日使用している浴槽水(塩素消毒でない場合)	1年に4回以上

- ▶ 3検体以上のご依頼は割引料金になります。
- ➢ 浴場施設の水質検査 4 項目セット料金あります。
- 衛生管理指導業務を行っています。
- ▶ レジオネラ属菌陰性の浴槽には、「検査済シール」を配布しています。

## ※ お気軽にお問合せください。

公益財団法人群馬県健康づくり財団 検査部 検査課

TEL 027-269-7405 FAX 027-269-7805

